

静岡県訓令甲第1号

本 庁
出先機関
教育委員会
警察本部

静岡県公舎管理規程（昭和31年静岡県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県公舎管理規程の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている借用証書は、改正後の静岡県公舎管理規程の相当する様式により提出された借用証書とみなす。
- 3 この訓令甲の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。